

武蔵村山市公営企業会計システム導入業務プロポーザル実施要領

1 基本事項

(1) 業務名

武蔵村山市公営企業会計システム導入業務

(2) 目的

武蔵村山市下水道事業における公営企業会計システム導入業務（以下「本業務」という。）に当たり、優先交渉権を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項について定めるものである。

(3) 事業内容

別に定める武蔵村山市公営企業会計システム導入業務仕様書（以下「本業務仕様書」という。）によるものとする。

(4) 履行場所

武蔵村山市役所 都市整備部 道路下水道課

(5) 業務履行期間

本業務は、債務負担行為による予算とし契約する予定であるが、履行期間は、以下のとおりとする。

- ・システム構築業務期間：契約締結日から令和10年3月31日まで

(6) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・構築経費 12,412,000円

(7) その他

本業務完了後、令和10年4月1日から令和15年3月31日まで（5年間）の期間、本業務により構築したシステムの運用保守に関する契約を、本業務の受託者と別途契約する予定である。

2 資格要件

(1) 本プロポーザル参加者は、以下の資格要件を有することとする。

ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること（東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること。）。

イ 武蔵村山市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱による指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱の措置要件に該当しないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

キ 提案するシステムが、自社開発されたパッケージソフトであり、責任をもって導入及び保守可能な製品であること。

ク 提案するシステムが、地方公共団体情報システム機構における総合行政ネットワークを利用したクラウド型システム（以下「LGWAN-ASP」という。）であること。また、参加申込の時点でシステムは総合行政ネットワークにおける LGWAN-ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されており、下水道事業体に公営企業会計システムの導入実績があること。

ケ ISO27001 又はプライバシーマークを取得していること。

(2) 前号の規定は、該当業務において入札参加資格を有する者が極端に少ない場合、若しくはいない場合又は入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、適用しない。

(3) 前号の規定による場合は、次に掲げる事項の書類の正本（発行から3か月以内のもの）を提出させ、確認した上で当該プロポーザル方式に参加させることができる。ただし、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおいて競争入札参加資格を有している者は、その資格を有していることを証する書面（受付票）の提出により参加させることができる。

(※受付票は、契約書等に使用する実印及び使用印を押印し、印鑑証明書を添付したものである。)

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書

エ 商号登記をしていない個人にあつては、登記されていないことの証明書

オ 印鑑証明書（法人及び個人）

カ 財務諸表（法人及び個人）

キ 法人にあつては、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書。個人にあつては、所得税、個人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

3 日 程

本業務の選定に係る日程については、次の表のとおりとする。

日 程	項 目
令和8年8月中	プロポーザル審査委員会の設置及び実施要領の策定
令和8年8月31日（月）	実施要領の公告
令和8年9月9日（水）	参加申込書（第1号様式）及び導入実績調書（第2号様式）の提出期限
令和8年9月14日（月）	参加資格審査結果通知
令和8年9月14日（月）から 9月18日（金）まで	質問の提出期間
令和8年9月28日（月）	質問の回答期限
令和8年10月5日（月）	提案書、見積書等の提出期限

日 程	項 目
令和8年10月16日（金）及び10月19日（月）	プレゼンテーション、システムデモンストレーション及びヒアリング
令和8年10月23日（金）	プロポーザル審査結果通知

4 提案経費について

提出書類作成費、交通費、郵便代等プロポーザル参加に要した一切の経費については、提案事業者が負担することとする。

5 参加申込書の提出方法等

(1) 提出期限

令和8年9月9日（水） 午後5時までとする。

(2) 提出場所

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 武蔵村山市役所本庁舎2階 道路下水道課

(3) 提出方法

提出場所へ直接持参、郵送、又は第12項の事務局のメールアドレスへ電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、事務局に受信確認をすること。

(4) 提出書類

次の表に掲げる書類とする。

提出書類	提出部数
参加申込書	原本1部（紙媒体）
導入実績調書	原本1部（紙媒体）
会社概要書 ・品質管理及び情報保護対策における公的資格を記載すること。また、記載した資格については、証明書（写し）を添付すること。（当概要書はパンフレットなどでも可）	原本7部（紙媒体）

(5) 参加資格審査結果の通知

提出のあった書類により参加資格の審査を行い、その結果について、令和8年9月14日（月）までに電子メールにより通知する。

6 質問及び回答について

(1) 質問書の提出方法

本業務に関する質問・疑義等は、質問書（第3号様式）を作成した上で、「12 事務局」のメールアドレスへ電子メールにて提出すること。なお、質問書提出後、担当者に受信確認をすること。

(2) 質問書の受付期間

令和8年9月14日（月）から9月18日（金）午後5時まで

(3) 回答の方法

質問に対する回答は、令和8年9月28日（月）午後5時までに電子メールにて通知する。

なお、内容については、市ホームページにおいても公開する。

7 提案書・見積書等の提出について

(1) 提案書【正本1部、副本7部】

ア 提案書はA4版縦置き、横書きにて作成すること。

イ 最初のページには目次を付け、各ページに番号を付すこと。

ウ 資料等を含めA4版両面印刷で60ページ以内とする。文字サイズ10.5ポイント（図表を除く。）以上で記載することとし、記載方法・様式は自由とする。（A3版も認めるが2ページ分と換算する。）

エ 表紙及び目次は、提案書の枚数には含まない。

オ 提案書の構成は、次のとおりとする。

No	項目	内容	備考
1	基本的事項	業務全般に対する考え方	
2	システムの特長と機能	提案システムの概要	
		システムの特長	
		システムの操作性	
		システムの拡張性/将来性	
		システムの安全性	
		システムの魅力的機能	
3	実施体制	本業務における実施体制	
4	システム本稼働までの構築方法	導入スケジュール	
		システムの導入方法	
		データ移行方法	
		職員研修	
5	データセンタ構成	データセンタ、設備の構成等	
6	セキュリティ対策	セキュリティにおける考え方	
7	本稼働後の保守サポート	保守業務における実施体制	
		保守業務の範囲	
8	自由提案	自由提案	

(2) 機能要件【1部】

公営企業会計システム機能要件（第4号様式）について、回答し提出すること。回答方法及び基準は、次のとおりとする。

ア 回答方法は、次の4つの選択肢から選択すること。

- ① 「◎」標準機能として対応可能
- ② 「○」オプション、代替案により対応可能（無償対応）
- ③ 「△」有償カスタマイズにより対応可能
- ④ 「×」対応不可

イ 回答基準

- ① 提案するシステムの安全性・安定性、品質担保の観点から、本業務提案時（令和 8 年 9 月時点）における機能を基準とする。そのため提案時に標準パッケージとして実装されていないものについては、「○」又は「△」として回答すること。
- ② 「○」と回答した項目については、提案事業者が考えるオプション、代替案を示した資料を合わせて提出すること。資料提出がない、又は提出されたものが武蔵村山市の求める要件を満たしていない場合には、次項に記載するプレゼンテーション及びヒアリングの場で再度回答を求める場合がある。その上で、要件を満たさないと判断したものは「×：対応不可」として扱う。
- ③ 「△」と回答した項目については、備考欄にカスタマイズ費用を記載すること。
- ④ 本業務仕様書第 6 項に掲げる機能は、必須項目とし、武蔵村山市の運用に必要不可欠であることから、「×」と回答があった場合、失格とする。

(3) 見積書 【1 部】

ア 構築経費

- ① 様式は任意とする。
- ② 見積金額は、消費税を抜いた額・消費税額・消費税込みの額がわかるようそれぞれ記載すること。
- ③ 機能要件書で示した項目において「△」がある場合、そのカスタマイズ費用も含めた金額を記載すること。
- ④ 契約は 2 年間の債務負担行為による契約とし、契約期間は契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- ⑤ 構築経費には、武蔵村山市公営企業会計システム導入業務仕様書第 9 項に掲げるシステム運用支援及びシステム構築業務期間中の運用保守の内容を含めること。
- ⑥ 見積書の内訳も可能な限り詳細に記載して提出すること。

イ システム運用保守経費

- ① 参考見積として、令和 10 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの期間に係る見積書を提出すること。
- ② 様式は任意とする。
- ③ 運用保守経費の見積金額は、月額・年額・60 か月の総額を記載すること。なお、消費税を抜いた額・消費税額・消費税込みの額がわかるようそれぞれ記載すること。
- ④ 見積の対象は、運用保守業務で発生する全ての費用とし、内訳も可能な限り詳細に記載して提出すること。

(4) 電子データ 【1 部】

ア CD-R 又は DVD-R に格納し、一式を提出すること。

イ 提案書、見積書は PDF 形式とすること。

ウ 機能要件書は Excel 形式とすること。

(5) 提出期限

令和 8 年 10 月 5 日（月）午後 5 時まで

(6) 提出場所

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 武蔵村山市役所本庁舎2階 道路下水道課

(7) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送すること。

郵送する場合には、事前にその旨を電話連絡し、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

8 プレゼンテーション、システムデモンストレーション及びヒアリング

(1) 開催日

令和8年10月16日（金）及び10月19日（月）

開始時間は、前項の資料を提出した提案事業者ごとに別途通知する。

(2) 所要時間

ア 準備 5分

イ プレゼンテーション及びシステムデモンストレーション 50分

ウ ヒアリング 20分

エ 片付け 5分

(3) 実施内容

プレゼンテーション及びヒアリングでは、提案書の説明及び補足を行うこと。

(4) 出席者

出席者は5名以内とし、本業務における責任者は必ず出席すること。

(5) 当市にて準備する物品

プロジェクター、スクリーン及び延長電源ケーブルは当市にて用意する。ただし、パソコンその他のプレゼンテーションに必要な物品は提案事業者が用意すること。

(6) その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

イ 説明は提案書に記載した内容に限り、追加の説明資料等は認めない。ただし、提案書記載内容をプレゼンテーション用に編集した資料は認める。

9 審査結果の通知

(1) 第7項及び前項について、別に定める武蔵村山市公営企業会計システム導入業務プロポーザル審査要領により審査を行った結果、総合評価点が最上位である提案事業者を優先交渉契約事業者として選定するとともに、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と合意に至らない場合は、点数が次に高い事業者から順に交渉を行う。

(2) 参加者が1事業者となった場合でも審査を行い、総合評価点が満点の6割以上である場合は、優先交渉契約事業者として選定する。

(3) 優先交渉契約事業者となった事業者には、令和8年10月23日（金）までに書面をもって通知する。また、選定されなかった事業者に対しては、選定されなかった旨を書面で通知する。

- (4) 選定されなかった事業者は、通知した日の翌日から起算して7日以内に非選定理由について説明を求めることができる。

10 情報公開及び提供

- (1) 情報公開及び提供の内容
武蔵村山市公営企業会計システム導入業務プロポーザル実施要領
武蔵村山市公営企業会計システム導入業務仕様書
武蔵村山市公営企業会計システム導入業務プロポーザル審査要領
全参加事業者についての評価（ただし、優先交渉契約事業者以外は匿名）
- (2) 情報公開及び提供の方法
市公式ホームページ

11 その他注意事項

- (1) プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。
- ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
 - イ 「本実施要領」及び「本業務仕様書」に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - オ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- (2) プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。
- (3) その他
- ア 参加者は本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
 - イ プロポーザルにおいて市に関連する情報を入手するための照会窓口は事務局のみとする。
 - ウ 参加申込書（第1号様式）の提出後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 参加者に対する現地説明会等は開催しない。
- (5) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。
- (6) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。
- (8) 提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、事業者を選定する以外の目的には、参加者に断りなく使用しない。
- (9) 提出された提案書等は、その著作権は参加者に帰属するが、プロポーザル評価後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (10) 提出された書類は返却しない。
- (11) 参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報紙その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。

1 2 事務局（問合せ・提出先）

〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

武蔵村山市 都市整備部 道路下水道課

TEL：042-565-1111（代表）、FAX：042-563-0793

Email：gesui@city.musashimurayama.lg.jp